

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年7月2日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族A（以下「被災者」という。）は、昭和31年から炭鉱において業務に従事し、昭和45年4月から昭和50年3月に離職するまでの間、Bに所在したC炭鉱において、掘進夫及び採炭夫として粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成11年7月7日付けで、〇〇労働基準局長（現：〇〇労働局長）から、じん肺管理区分「管理2、PR1、合併症：肺結核、療養要」の決定を受け、平成11年2月15日を症状確認日として療養し、その後、続発性気管支炎の療養をしていた。
被災者は、平成〇年〇月〇日の朝、入居していたグループホームのベッドサイドで倒れているところを同施設職員に発見され、D医療機関に受診し、「右大腿骨頸部骨折」と診断され同日から入院していたところ、同月〇日に誤嚥し、同年〇月〇日、「誤嚥性肺炎」の加療目的にてE医療機関に転医入院していたが、同月〇日に死亡した。死亡診断書には「直接死因：誤嚥性肺炎」と記載されている。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年3月19日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) じん肺及び合併症による肺機能の低下について

請求人は、被災者のじん肺による肺機能低下が肺炎に悪影響を及ぼしたと主張することから、被災者のじん肺及び合併症（肺結核及び続発性気管支炎）の経過等についてみると、以下のとおりである。

ア じん肺症

じん肺症については、決定書に説示するとおり、平成25年から平成29年までの「診断書（じん肺用）」の肺のX線写真の陰影や肺機能検査の結果等において5年間を通して特段の変化は認められず、F医師は、平成30年6月18日付け意見書において、平成27年から平成29年までのじん肺健康診断の受診歴を示しつつも被災者のじん肺症状の悪化に関する所見は述べておらず、また、G医師は、平成30年6月29日付け意見書において、「年1回の定期受診と去痰剤の投与を受けていたが、肺機能低下は軽度で、酸素吸入も不要の状態であった」旨述べており、請求人も、公開審理において、「被災者はグループホームでは問題なく歩いており、酸素吸入はしていなかった。」と述べている。

さらに、本件一件記録を精査したが、被災者のじん肺症については、平成25年から平成29年までの間の肺機能の悪化は認められなかった。

イ 肺結核

肺結核については、F 医師作成の「E 医療機関 退院時要約」及び平成 30 年 3 月 5 日付け診療情報提供書によれば、喀痰、胸水から抗酸菌及び結核菌が検出されず、前医からのアデノシンデアミナーゼ（ADA）の上昇もない旨の記載があり、肺結核の再燃は認められなかった。

ウ 続発性気管支炎

続発性気管支炎については、決定書に説示するとおり、たんの量・性状が悪化したとみられる所見は認められなかった。

よって、被災者のじん肺及び合併症による肺機能低下が肺炎に悪影響を及ぼしたとする請求人の主張は、採用することができない。

(2) D 医療機関への入院時における肺炎の発症について

請求人は、被災者は死亡診断書における直接死因の「誤嚥性肺炎」にり患する前に、D 医療機関に入院した時点で既に肺炎になっていた旨主張する。

そこで、D 医療機関における CT 検査報告書をみると、被災者が同医療機関に入院した平成〇年〇月〇日実施の同検査結果では、右胸水が中等量あり、じん肺に伴う肺の変化と高齢による慢性誤嚥性変化に伴う気管支炎～細気管支炎があるものの、大きな肺炎の兆候はみられず、同日に右胸水を採取した同医療機関の一般細菌・真菌検査報告書には、一般細菌は認められなかった。

しかし、一週間後の同月〇日実施の D 医療機関における CT 検査結果をみると、前の CT 検査結果と同様の内容に加えて、新たに左肺下葉に肺炎の兆候（エアームブロンコグラムを伴う広範なコンソリデーション）が認められたことから感染性肺炎が生じたものと考えられ、同医療機関作成の平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書には、同年〇月〇日に被災者に誤嚥があった旨の記載があり、また、同月〇日に被災者の喀痰を採取した同医療機関の一般細菌・真菌検査報告書には、肺炎の原因となるクレブシエラ・オキシトカ菌が検出された旨の記載があることから、同月〇日の誤嚥を機に、被災者に誤嚥性肺炎が生じたものとみることができる。

よって、被災者が D 医療機関に入院した時点で既に肺炎になっていた旨の請求人の主張は、採用することができない。

(3) D 医療機関への入院時における肺の異常について

請求人は、被災者は D 医療機関への入院時に発熱があり、胸水を抜いたのであるから、じん肺又は合併症の影響により既に肺に何らかの異常があったと考

えられ、じん肺と死亡原因との間には少なからず因果関係があると主張する。

しかし、被災者が同医療機関に入院した平成〇年〇月〇日実施のC T検査報告書をみると、検査目的は「右癌性胸膜炎疑い」であったが、検査結果では同医療機関の医師によって「癌性胸膜炎とは言いづらい」と所見され、同年〇月〇日検体採取のE医療機関における病理細胞診検査結果では胸水中に悪性細胞は認められず、さらに、本件一件記録を精査しても、肺部のがんに関する所見は認められなかった。

また、被災者の胸水について、決定書に説示するとおり、G医師は、平成31年3月15日付け意見書において、胸部C T所見から検討し、胸水はじん肺に基づくものではなく、かつ、胸水による被災者の呼吸不全及び肺性心は考えられないことから、じん肺又は直接死因との因果関係は乏しい旨述べており、同意見は妥当なものといえることができる。

したがって、被災者がD医療機関に入院した時点でじん肺又は合併症の影響により既に肺に何らかの異常があり、じん肺と死亡原因との間には少なからず因果関係があるとする請求人の主張は、採用することができない。

(4) 以上のとおり、被災者の死亡と、じん肺との相当因果関係は認められず、被災者の死亡は業務上のものといえることはできない。

(5) そのほか、請求人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月22日